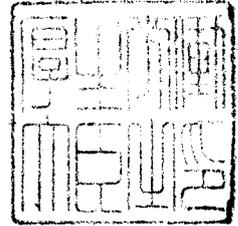


## 行政文書不開示決定通知書

江 原 朗 様

厚生労働大臣 舩添 要



平成20年3月11日付けの行政文書の開示請求（開第3904号）について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

### 記

#### 1 不開示決定した行政文書の名称

「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等」及び「選定療養及び特定療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等」の実施上の留意事項について（保医発第0313003号、平成18年3月13日）の「4 保険医療機関が表示する診療時間以外の時間における診察（以下単に「時間外診察」という。）に関する事項」において「本制度の対象となるのは、緊急の受診の必要性はないが患者が自己の都合により時間外診察を希望した場合に限られ、緊急やむを得ない事情による時間外の受診については従前通り診療報酬点数表上の時間外加算の対象となり、患者からの費用徴収は認められない」とありますが、この緊急性を判断するにあたってのガイドライン等の緊急性を定義したものを記した文書。

#### 2 不開示とした理由

開示請求に係る行政文書を作成・取得しておらず、これを保有していないため不開示とした。

\* この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、厚生労働大臣に対して異議申立てをすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には異議申立てをすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所又は特定管轄裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。